

(別添)

強度行動障害支援者養成研修事業の実施について(運営要領) 新旧対照表

改正後	現行
障発0803第1号 平成29年8月3日 <u>最終改正</u> <u>障発0612第1号</u> <u>令和8年6月12日</u> 各都道府県知事 殿 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 (公 印 省 略) 強度行動障害支援者養成研修事業の実施について(運営要領)	障発0803第1号 平成29年8月3日 <u>一部改正 障発0507第4号</u> <u>令和元年5月7日</u> <u>一部改正 障発0520第1号</u> <u>令和2年5月20日</u> <u>一部改正 障発0324第2号</u> <u>令和3年3月24日</u> <u>一部改正 障発0428第2号</u> <u>令和5年4月28日</u> 各都道府県知事 殿 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 (公 印 省 略) 強度行動障害支援者養成研修事業の実施について(運営要領)

改正後	現行
行動障害の<u>状態にある</u>者のうち、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示す、いわゆる「強度行動障害」の<u>状態にある</u>者に対する支援者養成研修については、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「地域生活支援事業等の実施について(障発第 0801002 号)」(以下「実施要綱」という。)において、都道府県地域生活支援促進事業の「強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)事業」及び「強度行動障害支援者養成研修(実践研修)事業」として位置づけられたところである。 この実施要綱において、当該研修事業の内容は「運営要領等に基づき実施する研修事業」としていたところであるが、事業内容等については、下記のとおりとするので御了知の上、研修事業の適正かつ円滑な実施を図られたい。 なお、本通知の施行に伴い、「強度行動障害支援者養成研修事業の実施について(運営要領)」(平成 27 年 3 月 3 日障発 0303 第 2 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)は、廃止する。 記 1. 目的 行動障害を有する者のうち、いわゆる「強度行動障害」の<u>状態にある</u>者は、自傷、他害行為など、危険を伴う行動を頻回に示すことなどにより、日常生活に困難が生じているため、現状では事業所での受入れが消極的であったり、身体拘束や行動制限などの虐待につながる可能性も懸念されるところである。一方、障害特性の理解に基づく適切な支援を行うことによ	行動障害を<u>有する者</u>のうち、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示す、いわゆる「強度行動障害」を<u>有する者</u>に対する支援者養成研修については、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「地域生活支援事業等の実施について(障発第 0801002 号)」(以下「実施要綱」という。)において、都道府県地域生活支援促進事業の「強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)事業」及び「強度行動障害支援者養成研修(実践研修)事業」として位置づけられたところである。 この実施要綱において、当該研修事業の内容は「運営要領等に基づき実施する研修事業」としていたところであるが、事業内容等については、下記のとおりとするので御了知の上、研修事業の適正かつ円滑な実施を図られたい。 なお、本通知の施行に伴い、「強度行動障害支援者養成研修事業の実施について(運営要領)」(平成 27 年 3 月 3 日障発 0303 第 2 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)は、廃止する。 記 1. 目的 行動障害を有する者のうち、いわゆる「強度行動障害」を<u>有する者</u>は、自傷、他害行為など、危険を伴う行動を頻回に示すことなどにより、日常生活に困難が生じているため、現状では事業所での受入れが消極的であったり、身体拘束や行動制限などの虐待につながる可能性も懸念されるところである。一方、障害特性の理解に基づく適切な支援を行うことにより、強

改正後	現行
り、強度行動障害が低減し、安定した日常生活を送ることができることが知られている。 このため、強度行動障害<u>の状態にある</u>者に対し、適切な支援を行う職員の人材育成を目的とする強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)（以下「基礎研修」という。）事業及び適切な支援計画を作成することが可能な職員の育成を目的とする強度行動障害支援者養成研修(実践研修)（以下「実践研修」という。）事業を実施することとする。 2. 実施主体 （略） 3. 研修対象者等 (1) 基礎研修 <u>ア</u> 研修対象者 原則として、<u>指定を受けた都道府県における</u>障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、今後従事する予定のある者若しくは障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療に当たる医療従事者又は障害福祉サービス事業所等と連携し強度行動障害のある児童生徒の支援に当たる特別支援学校の教師等とする。 なお、特別支援学校の教師等を研修の対象者とする場合、障害福祉サービス事業所等の職員と特別支援学校の教師等が連携して強度行動障害<u>の状態にある</u>児者の支援にあたる体制づくりを進めることを趣旨としていることから、障害福祉サービス事業所等の職員に加えて特別支援学校の教師等が参加するようにすること。	度行動障害が低減し、安定した日常生活を送ることができることが知られている。 このため、強度行動障害<u>を有する</u>者に対し、適切な支援を行う職員の人材育成を目的とする強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)（以下「基礎研修」という。）事業及び適切な支援計画を作成することが可能な職員の育成を目的とする強度行動障害支援者養成研修(実践研修)（以下「実践研修」という。）事業を実施することとする。 2. 実施主体 （略） 3. 研修対象者等 (1) 基礎研修 <u>(ア)</u> 研修対象者 原則として、障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、今後従事する予定のある者若しくは障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療に当たる医療従事者又は障害福祉サービス事業所等と連携し強度行動障害のある児童生徒の支援に当たる特別支援学校の教師等とする。 なお、特別支援学校の教師等を研修の対象者とする場合、障害福祉サービス事業所等の職員と特別支援学校の教師等が連携して強度行動障害<u>を有する</u>児者の支援にあたる体制づくりを進めることを趣旨としていることから、障害福祉サービス事業所等の職員に加えて特別支援学校の教師等が参加するようにすること。

改正後	現行
<u>イ</u> (略) <u>ウ</u> 研修講師 研修の講師は、次のいずれかに該当する者が実施すること。 <u>① 独立行政法人国立重度知的障害者総合支援施設のぞみの園が実施する指導者養成研修を修了した者又は同研修の講師等を経験した者</u> <u>② 強度行動障害支援者研修又はこれに類する研修の講師・ファシリテーターを経験した者</u> <u>③ 強度行動障害の状態にある</u>者の障害特性や支援技術に関する知識を有する者で、基礎研修を教授するのに適当な者 (2) 実践研修 <u>ア</u> 研修対象者 基礎研修を修了した者のうち、原則として、<u>指定を受けた都道府県における</u>障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、今後従事する予定のある者若しくは障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療に当たる医療従事者又は障害福祉サービス事業所等と連携し強度行動障害のある児童生徒の支援に当たる特別支援学校の教師等とする。 なお、特別支援学校の教師等を研修の対象者とする場合、障害福祉サービス事業所等の職員と特別支援学校の教師等が連携して強度行動障害<u>の状態にある</u>児者の支援にあたる体制づくりを進めることを趣旨としていることから、障害	<u>(イ)</u> (略) <u>(ウ)</u> 研修講師 強度行動障害<u>を有する</u>者の障害特性や支援技術に関する知識を有する者で、基礎研修を教授するのに適当な者 (2) 実践研修 <u>(ア)</u> 研修対象者 基礎研修を修了した者のうち、原則として、障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、今後従事する予定のある者若しくは障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療に当たる医療従事者又は障害福祉サービス事業所等と連携し強度行動障害のある児童生徒の支援に当たる特別支援学校の教師等とする。 なお、特別支援学校の教師等を研修の対象者とする場合、障害福祉サービス事業所等の職員と特別支援学校の教師等が連携して強度行動障害<u>を有する</u>児者の支援にあたる体制づくりを進めることを趣旨としていることから、障害福祉

改正後	現行
福祉サービス事業所等の職員に加えて特別支援学校の教師等が参加するようにすること。 <u>イ</u> (略) <u>ウ</u> 研修講師 <u>研修の講師は、次のいずれかに該当する者が実施すること。</u> <u>① 独立行政法人国立重度知的障害者総合支援施設のぞみの園が実施する指導者養成研修を修了した者又は同研修の講師等を経験した者</u> <u>② 強度行動障害支援者研修又はこれに類する研修の講師・ファシリテーターを経験した者</u> <u>③ 強度行動障害の状態にある者の障害特性や支援技術に関する知識を有し、適切な支援計画を作成することが可能な者で、実践研修を教授するのに適当な者とする。</u> 4～7 (略) 8. 実施上の留意点 (1) 研修における修了期間は以下のとおり。 <u>ア</u> 基礎研修 原則として1月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については2月の範囲内で修了するものとして差し支えない。 <u>イ</u> 実践研修	サービス事業所等の職員に加えて特別支援学校の教師等が参加するようにすること。 <u>(イ)</u> (略) <u>(ウ)</u> 研修講師 強度行動障害<u>を有する</u>者の障害特性や支援技術に関する知識を有し、適切な支援計画を作成することが可能な者で、実践研修を教授するのに適当な者とする。 4～7 (略) 8. 実施上の留意点 (1) 研修における修了期間は以下のとおり。 <u>①</u> 基礎研修 原則として1月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については2月の範囲内で修了するものとして差し支えない。 <u>②</u> 実践研修

改正後	現行
原則として２月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については４月の範囲内で修了するものとして差し支えない。 (２)～(５)(略) 9 (略) 10. 研修事業者の指定 都道府県知事による研修事業者の指定は、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、次に掲げる要件を満たすと認められる者について、当該都道府県知事が行う。 (１) (略) (２) 事業内容に関する要件 ア ～ イ (略) ウ 研修講師について、強度行動障害<u>の状態にある</u>者の障害特性や支援技術に関する知識を有する者で、強度行動障害支援者養成研修を教授するのに適当な者の中から、職歴、資格、実務経験、学歴等に照らし、適切な人材が適当な人数確保されていること。 エ (略) (３) (略) (４) その他の要件 ア 研修事業の実施者は、事業運営上知り得た研修受講者に係る秘密の保持について、十分留意すること。 イ 研修事業の実施者は、研修受講者が研修において知り得た個人の秘密の保持について、受講者が十分に留意するよう指導すること。 <u>ウ 演習は集合形式での実施を基本とするが、対面と同等程度の効果が期待で</u>	原則として２月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については４月の範囲内で修了するものとして差し支えない。 (２)～(５)(略) 9 (略) 10. 研修事業者の指定 都道府県知事による研修事業者の指定は、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、次に掲げる要件を満たすと認められる者について、当該都道府県知事が行う。 (１) (略) (２) 事業内容に関する要件 ア ～ イ (略) ウ 研修講師について、強度行動障害<u>を有する者</u>の障害特性や支援技術に関する知識を有する者で、強度行動障害支援者養成研修を教授するのに適当な者の中から、職歴、資格、実務経験、学歴等に照らし、適切な人材が適当な人数確保されていること。 エ (略) (３) (略) (４) その他の要件 ア 研修事業の実施者は、事業運営上知り得た研修受講者に係る秘密の保持について、十分留意すること。 イ 研修事業の実施者は、研修受講者が研修において知り得た個人の秘密の保持について、受講者が十分に留意するよう指導すること。

改正後	現行
<u>きる場合は遠隔での実施も可とする。なお、グループワークについては、議論を行うにあたり適切な規模の人数（概ね５～６人程度までを目途）を１グループとして実施し、補助者（グループワークを適切に進行するための助言者等）を付け、進行管理すること。なお、補助者については、強度行動障害の状態にある者の障害特性や支援技術に関する知識を有する者であって、グループワークを適切に進行するための助言者としてふさわしいものであること。</u> <u>エ 研修事業の実施者は、地域における強度行動障害支援者の養成に資するよう、指定を受けた都道府県管内からの申込者を優先して受け付けるなどの対応をとること。</u> 11. 研修事業者の指定申請手続等 （１）～（５） （略） <u>（６）複数の都道府県にわたる事業の指定事務の取扱いについては以下のとおりとする。</u> <u>ア 同一の事業者が複数の都道府県にわたって研修事業を実施する場合であっても、それぞれの事業について、独立して研修実施場所、研修講師等が確保され、受講生の募集がその都道府県下で行われるなど、事業として別個のものと同認められる場合は、各事業所の所在地の都道府県知事において指定すること。</u> <u>イ 研修事業者が、本部、本校等、主たる事業実施場所がある都道府県以外の都道府県に対して申請を行った場合、その申請を受けた都道府県の知事は、主たる事業実施場所がある都道府県の知事に対し、当該事業者の事業実績等に関する情報の提供その他必要な協力を求めることができること。</u> 12. （略）	11. 研修事業者の指定申請手続等 （１）～（５） （略） 12. （略）

改正後	現行
別紙 1 ～ 8 （略）	別紙 1 ～ 8 （略）